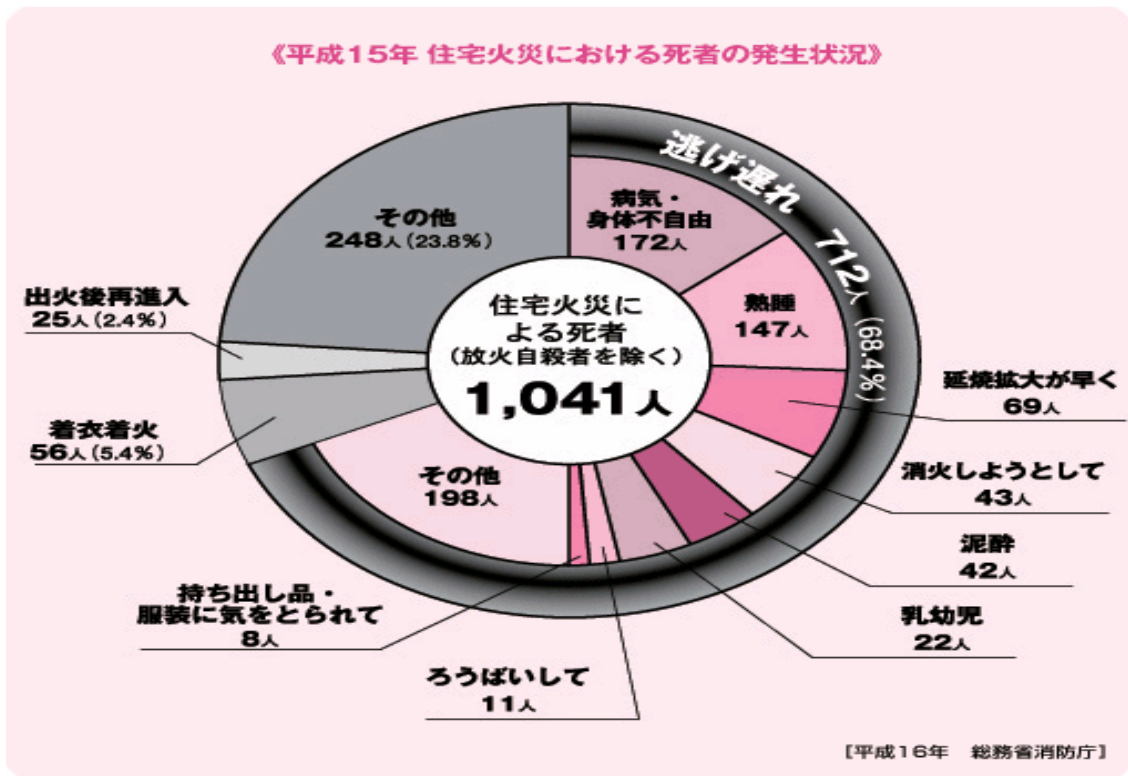
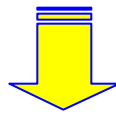


住宅用火災警報器を設置しましょう！

住宅火災から大切な生命を守るため、消防法が改正され一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

住宅火災の死者の約70%が逃げ遅れによるものです



消防法改正に至った背景

- * これまでの住宅防火対策は広報・普及啓発活動中心
- * 本来個人の住宅は法的規制がなく自己責任の分野
- * 建物火災による死者の約9割が住宅で死亡
- * 17年振りに住宅での死者が1000人を超えた
- * 就寝時間帯の死者が42%を占める
- * 逃げ遅れによるものが約7割と圧倒的に多い
- * 米国や英国の事例（普及率＝死者数の減少効果大）

消防法令の概要（法的根拠）

消防法第9条の2（平成16年6月2日法律第65号）

消防法施行令第5条の6～第5条の9（平成16年10月27日政令第325号）

三郷市火災予防条例（平成17年3月29日条例第15号）

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する
基準を定める省令（平成16年11月26日総務省令第138号）

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の
規格を定める省令（平成17年1月25日総務省令第11号）

関連法規

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令
（昭和56年自治省令第17号）

中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第18号）

受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）

建築基準法第2条第4号及び建築基準法施行令第13条の3第1号

住宅用火災警報器の設置基準

いつから

新築の住宅 ⇒ 平成18年6月1日 から設置が必要です。

既存の住宅 ⇒ 平成20年6月1日 から設置が必要です。

誰が

設置 維持義務者 ⇒ 住宅の **居住者** 又は **所有者** 若しくは **管理者**

どこに

設置が必要な住宅とは、戸建専用住宅、店舗併用住宅又は共同住宅等であって、その**住居部分**が該当します。

その住宅部分の**寝室**に設置が必要です。
(共同住宅等で自動火災報知設備の感知器等がある場所は除かれます)

住宅用警報器の種類

住宅用防災警報器

設置すべき機器 ⇒ または

住宅用防災報知設備

住宅用防災警報器とは、火災の煙を感知し、住宅内部の人に警報を発する機器であり、感知部及び警報部が一つの機器内部に構成されたもの。(電池式やコンセント式のものがあります)

住宅用防災報知設備とは、感知器、中継器、受信機及び補助警報装置から構成される警報設備であり、火災の煙を自動的に感知し、火災信号を受信機に送信し、火災の発生場所の表示及び警報を行う設備。(自動火災報知設備と同様なもの)

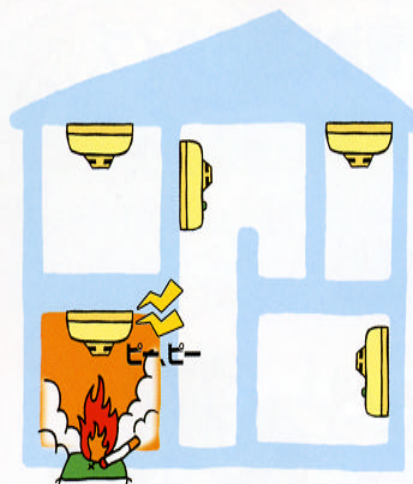
住宅用防災警報器の『単独型』と『連動型』

単 独 型

検知した火災警報器だけ鳴動します

火災を検知した火災警報器だけが警報音を出します。

例えば、寝室の火災警報器が火災を検知すると、この火災警報器だけが警報音を鳴らします。

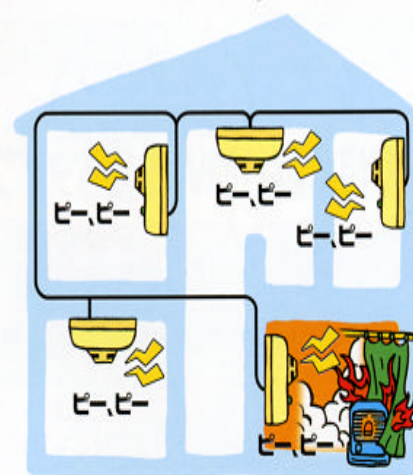


連 動 型

すべての火災警報器が鳴動します

火災を検知した火災警報器だけでなく、接続されているすべての火災警報器が警報音を発します。

例えば、居室の火災警報器が火災を検知すると、寝室や階段のすべての火災警報器が警報音を鳴らします。

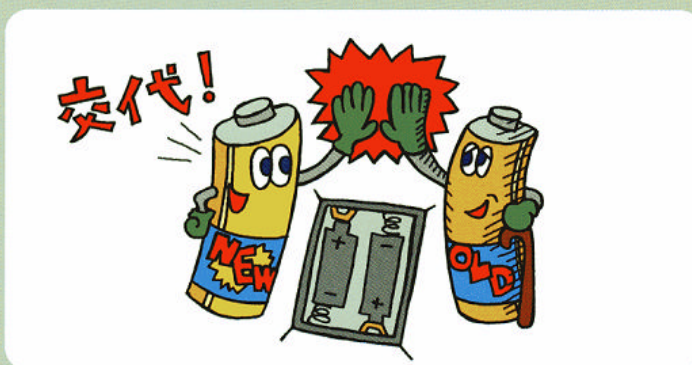


火災警報器には『電池タイプ』と『家庭用電源タイプ』があり、誰でも簡単に取り付けることができます。

電池を使うタイプ

電池の交換

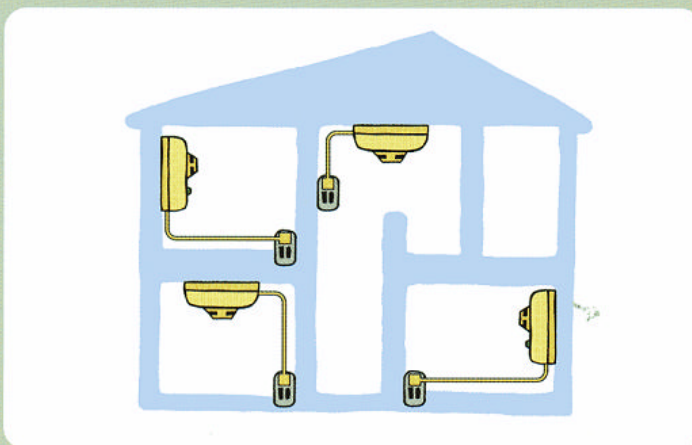
電池切れ警報（音またはランプ）が出たら、電池を交換します。



家庭用電源(100V)を使うタイプ

コンセントへ差し込むもの

コンセントがあれば、比較的簡単に設置できます。



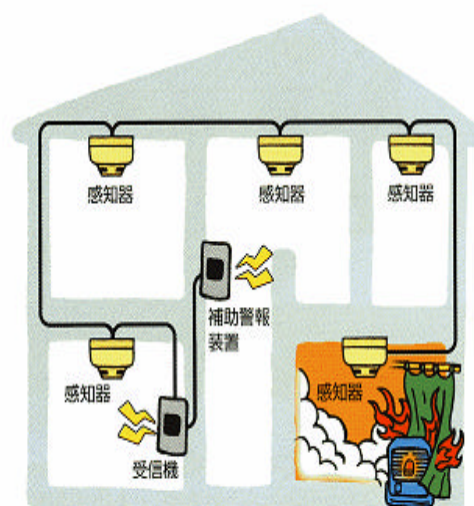
住宅用防災報知設備

住宅用自動火災報知設備

火災発生を知らせる設備としては、住宅用火災警報器の他に住宅用自動火災報知設備があります。

火災を検出した感知器からの信号を受けて、受信機が火災発生を知らせるシステムです（感知器自体は警報を発しません）。

例えば居室の感知器が火災を検知すると、リビングなどに設置した受信機及び感知器がある階に設置した補助警報装置が警報音を鳴らします。さらに補助警報装置を接続すれば、その部屋にも警報を発することができます。設置については専門家にご相談ください。



住宅用火災警報器等の種類

1 住宅用防災機器の種類（消防法施行令第5条の6）

◎ 住宅用防災警報器（煙方式に限定）



天井設置タイプ



壁設置タイプ

◎ 住宅用防災報知設備



煙感知器（限定）

規格 → 住宅用火災警報器及び住宅用防災報知設備の技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）

※感知器・受信機 → 検定対象品

住宅用防災報知設備に熱感知器を用いる例

2 定温式住宅用火災警報器

（技術ガイドライン（平成17年消防安第17号））



天井設置タイプ



壁設置タイプ



差動式

P3又はGP3受信機

光電式住宅用防災警報器
光電式スポット型感知器



すべての場所に設置できます。

イオン化式住宅用防災警報器
イオン化式スポット型感知器



廊下だけに設置することができます。

火災警報器等の感知方式は逃げ遅れ防止に有効な煙式のものに限定され、イオン化式のものは設置場所を廊下に限定される。

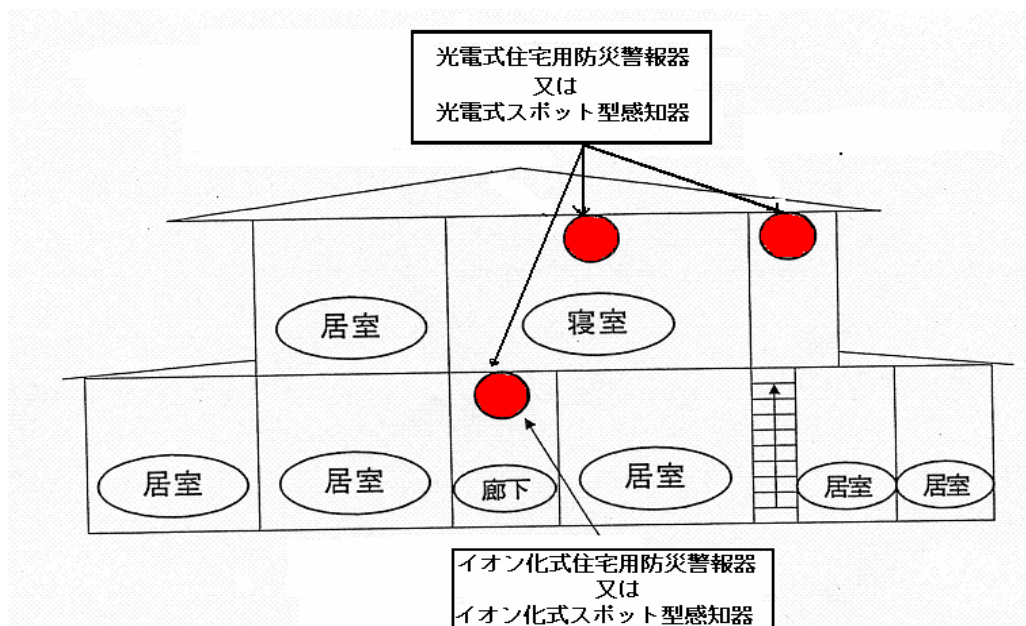
台所等で煙が発生し易く煙感知方式では誤発報がある場合は、定温式住宅用火災警報器等の熱感知方式のものを用いることもできます。

光電式住宅用防災警報器とは

警報器内に一定濃度以上の煙が入ることによる光の変化により作動するもの。(発光部と受光部があり、煙の粒子に光が反射した反射光を検出する)

イオン化式住宅用防災警報器とは

警報器内に一定濃度以上の煙が入ることによるイオン電流の変化により作動するもの。(電極間にイオン電流を発生させ、流れるイオン電流の変化を検出) 微量の放射性物質が使用されているため法令で定められた特別の廃棄処理が必要です、必ず販売店にご相談ください。



設置場所

基本的な部分

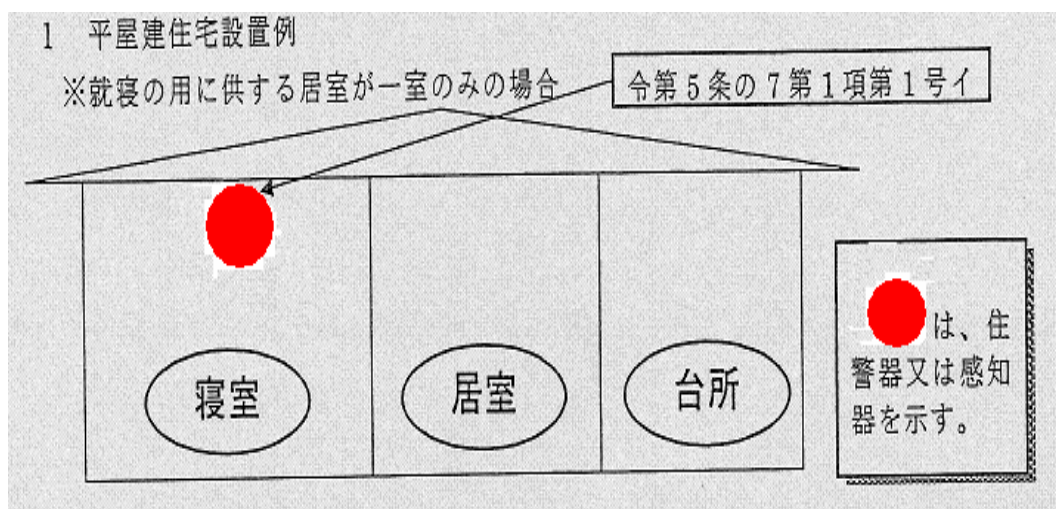
- ・就寝する部屋の天井または壁（例示参照）
- ・就寝する部屋のある階（通常1階は除く）の階段踊り場の天井又は壁（例示参照）

その他火災予防上特に必要とされる部分

- ・3階建て以上の場合の階段への付加設置（例示参照）
- ・就寝する部屋のない階で居室が多い場合の廊下等への付加設置（例示参照）

例示

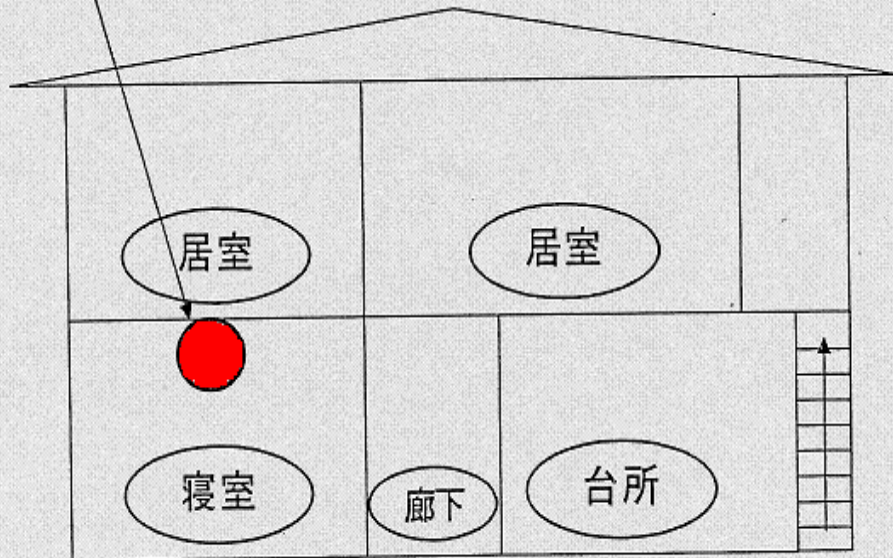
普段寝ている部屋に設置する。



2 二階建住宅設置例

※就寝の用に供する居室が1階に一室のみの場合

令第5条の7第1項第1号イ

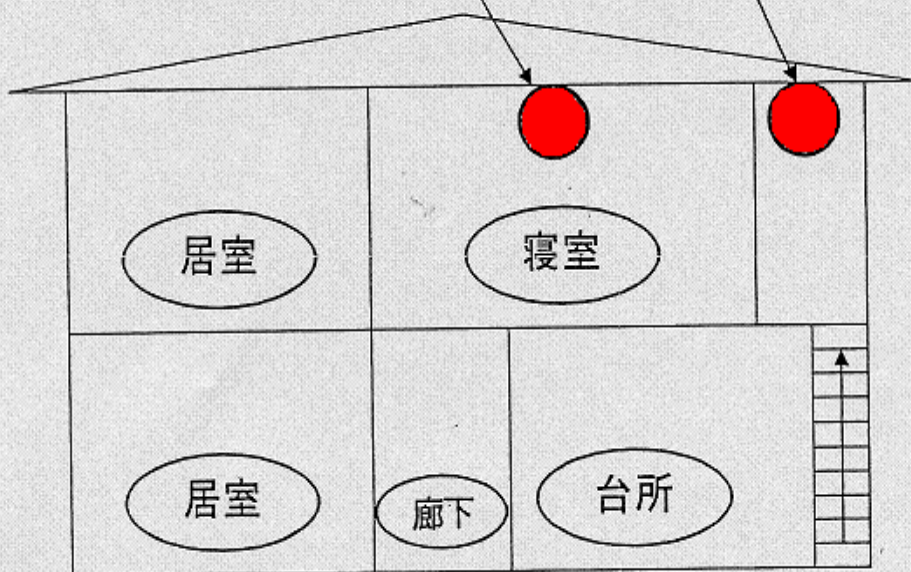


普段寝ている部屋のある階（通常1階は除く）の階段に設置する。

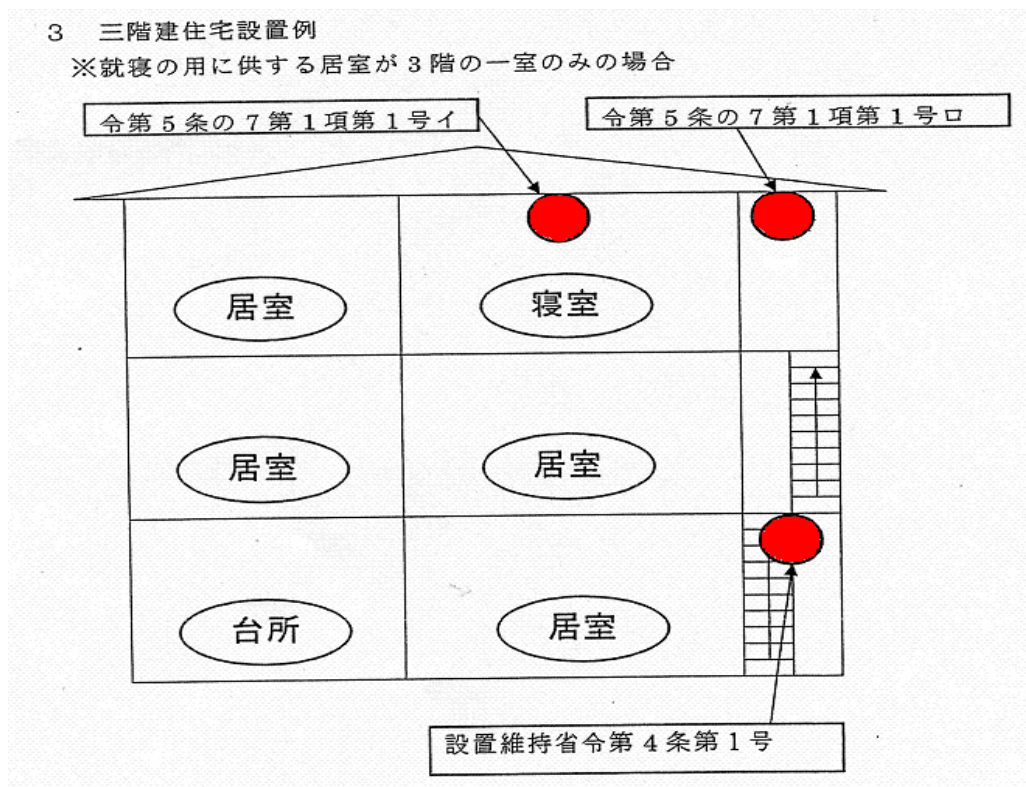
※就寝の用に供する居室が2階に一室のみの場合

令第5条の7第1項第1号イ

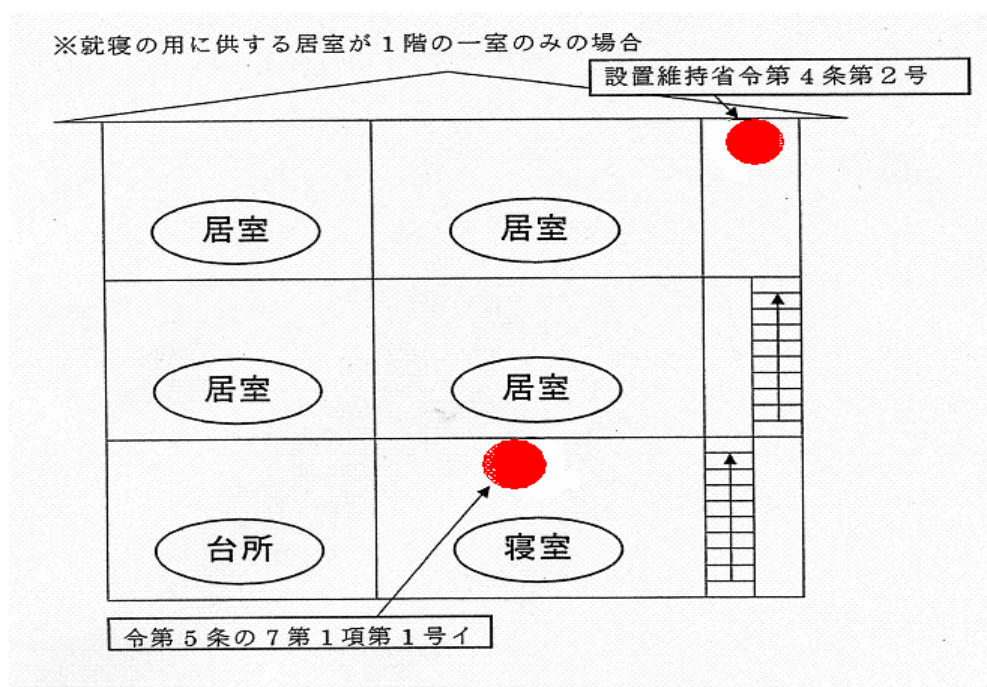
令第5条の7第1項第1号ロ



3階以上に就寝する居室がある場合は二つ下(1階)の階段部分にも設置する。(3階以上の建物に該当するため3階の例示とした)



3階建以上で1階だけに就寝する居室があり最上階(3階)に居室がある場合はその階(3階)の階段部分にも設置する。(3階以上の建物に該当するため3階の例示とした)



前4号の基準により住宅用警報器が設置されていない階に7㎡(4畳半)以上の居室が5以上ある階の次の場所に設置する。

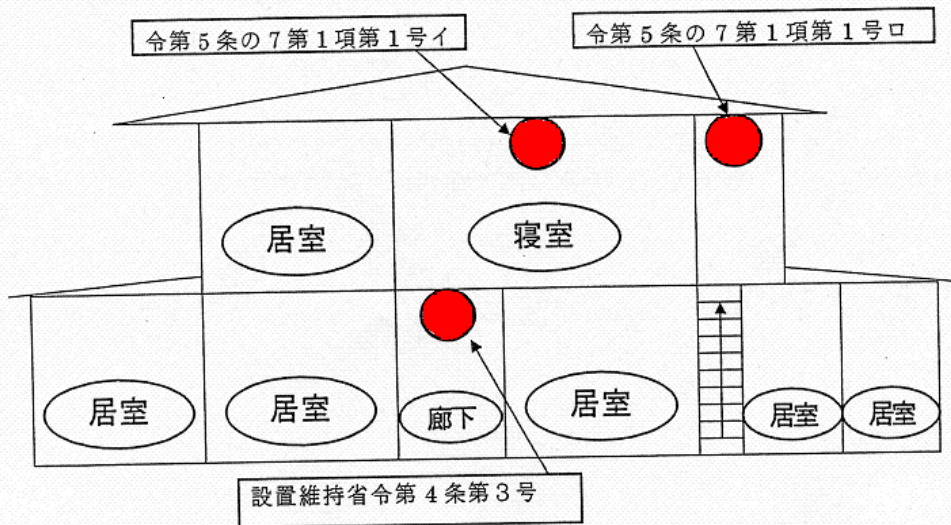
ア 廊下

イ 2階以上の階で廊下がない場合はその階の階段の天井等の部分

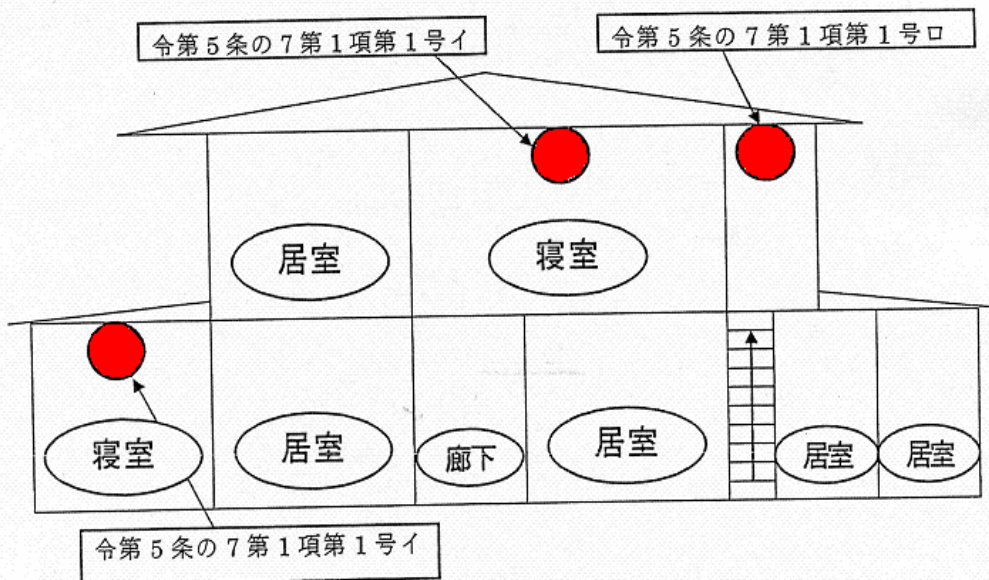
ウ 1階で廊下がない場合は階段の1階天井等の部分

4 一の階に7㎡以上の居室が5以上存する住宅設置例

※就寝の用に供する居室が2階に一室の場合



※就寝の用に供する居室が1階及び2階の場合

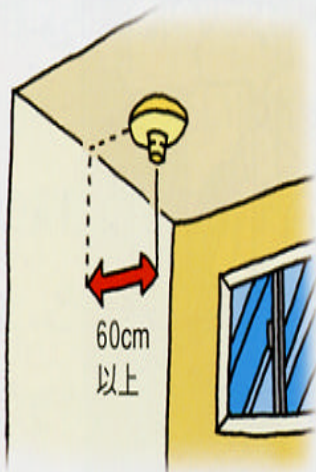


市民は台所等設置義務のない部分でも火災発生のおそれが認められる場所への設置に努めることとされています。

設置位置

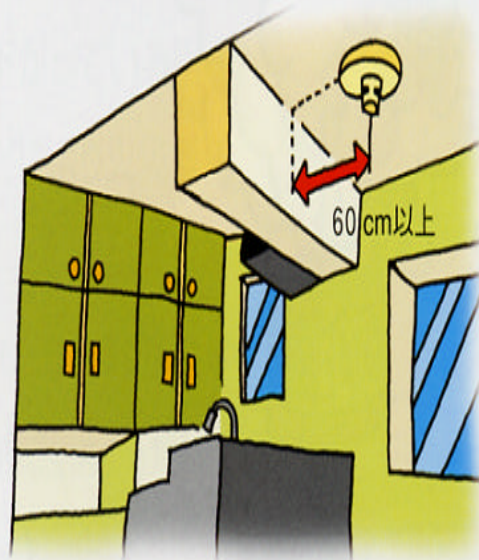
〈天井の場合〉

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



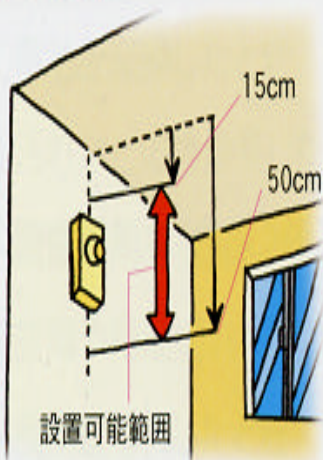
はりなどがある場合の取り付けは…

火災警報器の中心をはりから60cm以上離します。



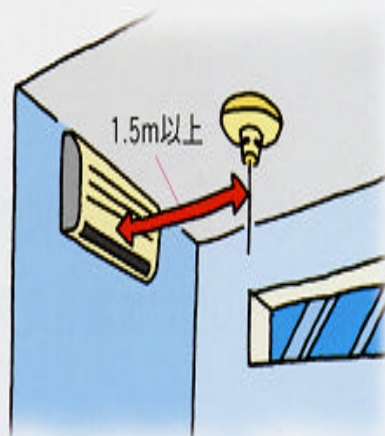
〈壁の場合〉

天井から15~50cm以内に火災警報器の中心がくるようにします。



エアコンなどの吹き出し口付近の取り付けは…

換気扇やエアコンなどの吹き出し口から1.5m以上離します。



設置の免除

- ・スプリンクラー設備の標示温度 75 度以下で 60 秒以内に作動する閉鎖型ヘッドが設置されている場合。
- ・自動火災報知設備の感知器が必要とする部分に設置されている場合。
- ・共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている場合。
(平成 19 年 4 月 1 日から)

相談 問合せ

住宅用防災警報器に関する相談・問合せは下記相談室または、
三郷市消防本部予防課予防係まで！ 048-952-1216

記

- * **住宅用火災警報器相談室** 0120-565-911
月～金曜までの9時～17時(昼休み除く)日本火災報知機工業会
- * **消費者相談室** 03-3593-3077
10時～12時、13時～16時(土日祝日を除く)日本消防検定協会

以上